

事 務 連 絡  
令和3年3月22日

各事業所管理者 様

みよし広域連合介護保険センター所長  
(公 印 省 略)

令和3年度介護予防・日常生活支援総合事業における単位数等の見直しについて

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度介護報酬改定について、厚生労働省より「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和3年厚生労働省告示第73号）等が公布されました。令和3年4月1日からの最終的な単位数の見直しやサービスコード等の詳細については、今後、みよし広域連合のホームページで周知していく予定です。

令和3年4月サービス提供分以降については、国が定める単位数を基準に構成市町（三好市・東みよし町）が決定することとなりますが、訪問型・通所型従前相当サービスについては、国の地域支援事業実施要綱に定める単位数を使用することとしているため、国が改定した単位数と同額になり、加算新設・変更の予定であります。訪問型・通所型緩和型サービスについては、国の介護報酬改正を踏まえて、構成市町の独自基準として単位数・加算変更があります。サービスコードについては、4月下旬にホームページに掲載予定です。

各事業所におかれましては、御了知の上、適正なサービスの提供に努めていただけますようお願い申し上げます。

みよし広域連合介護保険センター  
担当 地域支援係  
TEL0883-76-0030 FAX0883-76-0033